

議案第49号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

次に掲げる日時及び場所で発生した、相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と山都町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年3月6日提出

山都町長 坂本 靖也

- 1 事故発生日時 令和4年11月6日 17時30分頃
- 2 事故発生場所 熊本市中央区大江2丁目7番1号
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、清和文楽新作特別公演に係る業務中において、駐車場内で公用車を移動する際に、右斜め前に駐車していた相手方車両に接触し、車体に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 262,600円
- 6 和解事項 今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申し立て、請求を行わない。
- 7 和解日 令和4年12月22日

（提案理由）

上記和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に該当し、議会の議決に付すべきところ、これを経ずして損害賠償の額を決定し和解したため、議会の追認を求める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。